

平成30年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

関東信越厚生局

目 次

I 保険診療等に係る事項

1	診療録等	1
	(1) 診療録	1
	(2) 電子的に保存している記録	2
	(3) 歯科技工指示書、歯科衛生士業務記録	2
	(4) 提供文書	2
2	基本診療料等	3
	(1) 初・再診料	3
	(2) 初・再診料の加算	3
	(3) 入院料等	3
	(4) 提供文書	3
3	医学管理等	3
	(1) 歯科疾患管理料	3
	(2) 周術期等口腔機能管理計画策定料	4
	(3) 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）・周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）	4
	(4) 歯科衛生実地指導料	5
	(5) 歯科特定疾患療養管理料	5
	(6) 歯科治療時医療管理料	5
	(7) 診療情報提供料（Ⅰ）	5
	(8) 薬剤情報提供料	6
	(9) 新製有床義歯管理料	6
4	在宅医療	6
	(1) 歯科訪問診療料	6
	(2) 歯科訪問診療料の加算	7
	(3) 訪問歯科衛生指導料	7
	(4) 歯科疾患在宅療養管理料	7
	(5) 在宅患者連携指導料	8
5	検査	8
	(1) 電気的根管長測定検査	8

(2) 細菌簡易培養検査	8
(3) 歯周病検査	8
(4) 歯冠補綴時色調採得検査	9
(5) 検査料	10
6 画像診断	10
7 投薬	10
8 歯周治療	11
(1) 診断等	11
(2) 歯周疾患処置	11
(3) 歯周基本治療	11
(4) 歯周病安定期治療 (I)	12
(5) 歯周病安定期治療 (II)	12
(6) 歯周基本治療処置	12
(7) 歯周治療用装置	12
(8) 歯周外科手術	12
9 リハビリテーション	13
(1) 歯科口腔リハビリテーション料1	13
(2) 摂食機能療法	13
10 処置	13
(1) う蝕処置	13
(2) 咬合調整	13
(3) 知覚過敏処置	14
(4) 歯内療法	14
(5) 暫間固定	14
(6) 口腔内装置	14
(7) 口腔内装置調整・修理	15
(8) 歯冠修復物又は補綴物の除去	15
(9) 有床義歯床下粘膜調整処置	15
(10) 機械的歯面清掃処置	15
11 手術	16
(1) 抜歯手術	16
(2) 口腔内消炎手術	16

(3) 歯根嚢胞摘出手術	16
(4) その他の手術	16
1.2 麻酔	16
(1) 伝達麻酔・浸潤麻酔	16
1.3 歯冠修復及び欠損補綴	16
(1) 補綴時診断料	17
(2) クラウン・ブリッジ維持管理料	17
(3) 歯冠形成・歯冠修復	17
(4) 有床義歯	17
(5) 有床義歯修理	18
(6) 有床義歯内面適合法	18
1.4 歯科矯正	19
(1) 歯科矯正診断料	19
(2) 歯科矯正管理料	19
1.5 保険外診療	19
II 診療報酬の請求等に関する事項	19
1 届出事項	19
2 掲示事項	19
3 診療報酬請求	19
4 一部負担金等	20
(1) 一部負担金	20
(2) 領収証・明細書	20
5 その他	20

I 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

(1) 診療録

- 診療録が療担規則第22条に定められた様式に準じていないので改めること。
 - ・ 労務不能に関する意見、公費負担、初診時の口腔内所見、一部負担金を記載する欄がない例が認められる。
- 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録に記載した後、署名又は記名押印すること。
- 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名又は記名押印すること。
- パーソナルコンピュータ等電子機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - ・ 記載内容を確認のうえ署名又は記名押印をしていない。
 - ・ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- 診療録第1面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は間違っている。
 - ・ 傷病名にP、G、C、Pul、Perの略称病名で病態に係る記載がない。
- 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
- 長期に亘る疑い病名が認められた。傷病名は実態に合わせて適切に整理すること。
- 診療録第2面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、材料名、診療方針、診療年月、部位、点数、一部負担金徴収額について記載がない、不十分又は画一的である。
- 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - ・ 診療行為の手順と異なった記載

- 行間を空けた記載
 - 療法、処置欄への1行に対し複数行の記載
 - 判読困難な記載
 - 欄外への記載
 - 鉛筆による記載
 - 二本線で抹消せず塗りつぶし又は修正液による訂正
 - 訂正又は追記した者、内容又は日時が不明
- 略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（平成30.3.20保医発0320第6号）」を参照し適切に記載すること。
 - 独自または現在使用されていない略称を使用している。
 - 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。
 - 診療録の管理及び保管については、患者毎の過去の履歴を速やかに、かつ、確実に確認できるよう適切な対策を講ずること。
 - 診療録は時系列に沿って一体的に編綴し管理すること。

(2) 電子的に保存している記録

- 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第5版：平成29年5月）に準拠していない不適切な例が認められたので改めること。
 - 代行操作に係る承認を速やかに実施していない。

(3) 歯科技工指示書・歯科衛生士業務記録

- 歯科技工指示書に記載すべき内容（患者の氏名、設計、作製の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作製が行われる歯科技工所の名称及び所在地）に不備が認められたので改めること。
- 歯科技工指示書について、保存義務のある3年以内に紛失している例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- 診療録、歯科技工指示書等との間で製作内容が一致しない例が認められたので十分に照合・確認すること。
- 歯科衛生士が行った業務について、歯科衛生士業務記録を作成していない例が認められたので改めること。

(4) 提供文書

- 歯科疾患管理料に係る提供文書の原本を保管し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写し

を添付すること。

2. 基本診療料等

(1) 初・再診料

- 健康診断と同時に又は保険給付外での治療中に、当該保険医療機関において医療保険給付の対象となる診療を受けた場合に、算定できない初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 診療が継続していると推定される場合に対して歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続していると推定される場合に歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 電話再診とは認められないものについて、算定できない歯科再診料を算定している例が認められたので改めること。

(2) 初・再診料の加算

- 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 患者が著しく歯科診療が困難な者に該当していない。
 - ・ 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。

(3) 入院料等

- 入院の指示は療養上必要があると認められる場合に行うこと。
- 入院の必要性について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 1回目の管理計画（患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で

必要となる情報)を診療録に記載していない。

- 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない。
 - 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。
 - 継続管理を行っていないにもかかわらず算定している。
 - 管理計画を策定していない。
- 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)
 - 治療方針の概要等
- 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。
- 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- 管理に係る文書の提供を行っていない場合に、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。
- 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 口腔の状態(口腔機能の状態等)、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等
- 算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している例が認められたので改めること。
- 当該管理を行った場合に、患者等に対して説明した内容の要点を診療録に記載していない。

(2) 周術期等口腔機能管理計画策定料

- 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 口腔内の状態等(現症及び手術等によって予測される(又は生じた)変化等)

(3) 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)・周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)

- 算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)・周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)を算定している例が認められたので改めること。

- ・管理内容に係る文書（管理報告書）を患者等に提供していない。

（４）歯科衛生実地指導料

- 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
 - ・患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・患者に提供すべき当該実地指導に係る文書を提供していない。
 - ・う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。
 - ・情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名（フルネーム））を記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導を行った歯科衛生士の氏名）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

（５）歯科特定疾患療養管理料

- 診療録に記載すべき内容（症状及び管理内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（６）歯科治療時医療管理料

- 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯科治療時における患者の全身状態の変化等を把握するため、患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行うべきであるにもかかわらず、患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。
 - ・管理内容及び患者の全身状態の要点を診療録に記載していない。

（７）診療情報提供料（Ⅰ）

- 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 交付した文書の写しを診療録に添付していない。
- 診療内容の報告について、診療情報提供料（I）を誤って算定している例が認められたので改めること。
- 医療機関への紹介に当たっては、「別紙様式 11」又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載すること。

（8）薬剤情報提供料

- 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 情報提供文書に処方した薬剤の効能、効果、副作用、相互作用について記載していない。
- 情報提供文書に記載すべき内容（効能、効果、副作用、相互作用）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（9）新製有床義歯管理料

- 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、「有床義歯の管理について」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）を参考にすること。
- 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料（「1 2 以外場合」、「困難な場合」）を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・ 有床義歯の管理に係る文書を作成していない又は患者等に提供していない。
 - ・ 有床義歯の管理に係る文書に保険医療機関名、担当歯科医師の氏名を記載していない。
- 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容等の要点、担当歯科医師の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

4. 在宅医療

（1）歯科訪問診療料

- 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 第 1 回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
 - ・ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）を診療録に

記載していない。

- ・診療録及び診療報酬明細書に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻））について実態と異なる例が認められる。
- 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が 16 kmを超えていたものに対して、歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
- 診療録に記載すべき内容（患者の症状に基づいた訪問診療計画の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - ・歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む）

（２）歯科訪問診療料の加算

- 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ・当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ・診療の補助を行った歯科衛生士の氏名（フルネーム）を診療録に記載していない。
 - ・算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。
- 歯科訪問診療補助加算を算定している場合には、診療の補助を行った歯科衛生士の氏名（フルネーム）を記載すること。

（３）訪問歯科衛生指導料

- 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯科衛生士等に指示した内容を診療録に記載していない又は不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 情報提供文書に記載すべき内容（当該訪問指導で実施した指導内容、実地指導を行った歯科衛生士等の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（４）歯科疾患在宅療養管理料

- 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している例が認め

られたので改めること。

- ・ 歯科疾患在宅療養管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

(5) 在宅患者連携指導料

- 算定要件を満たしていない在宅患者連携指導料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 別の医科の保険医療機関の担当医から文書による必要な診療情報の提供を受けていない。

5. 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

- 算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 検査結果を診療録に記載していない。

(2) 細菌簡易培養検査

- 算定要件を満たしていない細菌簡易培養検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 検査結果を診療録に記載していない。

(3) 歯周病検査

- 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度を実施していない。
 - ・ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
 - ・ 歯周病検査を1口腔単位で実施していない。
- 歯の動揺度の記載について1歯単位で行われていない例が認められたので改めること。
- 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。
 - ・ 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分か

る記録を診療録に添付していない。

- 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断し、必要性の認められない歯周精密検査を算定している例が認められたので、適切な検査を選択すること。
- 画一的に歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周疾患の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査を選択すること。
- 歯周精密検査におけるプラークチャートを用いたプラークの付着状況の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。
- 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無を実施していない。
 - ・必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。
- 混合歯列期の患者に対して必要性が認められないにもかかわらず歯周基本検査を実施している例が認められたので改めること。
- 歯周病検査において、残根歯（歯内療法、根面被覆処置を行って積極的に保存した残根を除く。）を検査歯数として数えている例が認められたので改めること。
- 臨床所見、画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果に不備な例が認められたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。
- 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治癒の判断又は治療計画の修正）を目的として実施するものであるので、検査については適切な期間をあけて実施すること。

（4）歯冠補綴時色調採得検査

- 色調比較可能な天然歯がない場合に、算定できない歯冠補綴時色調採得検査を誤って算定している例が認められたので改めること。

（5）検査料

- 術前の検査を画一的に行っている不適切な例が認められたので改めること。
- 臨床所見等から判断して、必要性の認められない検査を実施し、算定してい

る例が認められたので改めること。

6. 画像診断

- 診療、診断に係る必要なエックス線撮影を実施し適正な診療を行うこと。
- 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
 - ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ・ 必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を算定している例が認められたので改めること。
- 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科エックス線撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない。
 - ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない。
 - ・ 必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を算定している例が認められたので改めること。
- 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- 撮影した歯科エックス線写真において、現像処理が適切ではない又は撮影年月日が判断できない例が認められたので、適切に取り扱うこと。
- 歯科パノラマ断層撮影による診断が困難か否かについて、診療録への記載が不十分であり、3次的に確認する必要性が判断できない例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

7. 投薬

- 投薬に当たっては症状、所見、診断、投薬の必要性について診療録に適切に記載すること。
- 医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
 - ・ 適応外、用法外、重複投薬、過剰投与
- 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。

- 用法を診療録に記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので改めること。
- 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、病名、症状、経過等を考慮のうえ、投与薬剤、投与日数、投与量、投与方法をその都度決定すること。

8. 歯周治療

(1) 診断等

- 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」（平成 30 年 3 月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確であるので改めること。
- 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- 歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことが望ましいため、歯周治療後の歯周病検査、画像診断等で適切な治癒確認を行ったうえで、補綴治療を開始すること。
- 最終評価を行わないままに歯周治療が終了している例が認められたので改めること。

(2) 歯周疾患処置

- 歯周疾患処置時の歯周ポケット内への薬剤注入において、特定薬剤として承認された用法以外の方法で使用している不適切な例が認められたので改めること。

(3) 歯周基本治療

- 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯周病検査を行わず又は不適切な歯周病検査に基づいて、歯周基本治療を行っている。
- 必要性の認められないスクーリング・ルートプレーニングを算定している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。
- 歯周基本治療が短期間に繰り返し行われている例が認められたので改めること。

- 2回目以降の歯周基本治療については、歯周病検査の結果を踏まえ、その必要性、効果を考慮した上で実施すること。

(4) 歯周病安定期治療（Ⅰ）

- 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療（Ⅰ）を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 4mm以上の歯周ポケットを有するものに該当しない患者に算定している。
- 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。
- 管理計画書の内容が不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。

(5) 歯周病安定期治療（Ⅱ）

- 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療（Ⅱ）を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯周病安定期治療の開始に当たって、撮影した口腔内カラー写真（全顎）が不鮮明である。
 - ・ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。
- 管理計画書の内容が画一的な例が認められたので、記載の充実を図ること。

(6) 歯周基本治療処置

- 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 使用した薬剤名を診療録に記載していない。

(7) 歯周治療用装置

- 算定要件を満たしていない歯周治療用装置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするために装着する冠形態又は床義歯形態の装置とは認められないものに算定している。

(8) 歯周外科手術

- 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していない。
 - ・ 不適切な歯周精密検査に基づいて、歯周外科手術を行っている。

- 不適切な歯周外科手術を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯周病検査の結果、診療録の記載内容等から判断して、適正に実施していたと認められない歯周外科手術を算定している。
- 歯周外科手術における症状、所見、手術部位、手術内容、予後について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。

9. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

- 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。
 - ・調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 摂食機能療法

- 算定要件を満たしていない摂食機能療法を算定している例が認められたので改めること。
 - ・定期的な摂食機能検査をもとに、その効果判定を行っていない。
- 診療録に記載すべき内容（療法の内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

10. 処置

(1) う蝕処置

- 算定要件を満たさないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（処置内容等）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 咬合調整

- 算定要件を満たさない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。
 - ・留意事項通知に示す咬合調整のいずれにも該当していない。
 - ・歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。
- 歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容（修正理由、修正箇所等）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

所等) について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 知覚過敏処置

- 症状、所見、治療内容、予後等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 歯内療法

- 根管充填を含む一連の根管治療の費用の算定において、実際の根管数に基づかず算定している例が認められたので改めること。
- 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・気密な根管充填が行われていない。
 - ・根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。
 - ・根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。
- 抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等に係る症状、所見、治療内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) 暫間固定

- エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない装着に係る費用、装着材料料を誤って算定している例が認められたので改めること。
- 必要性の認められない暫間固定を算定している例が認められたので改めること。
- 所見について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(6) 口腔内装置

- 算定要件を満たしていない口腔内装置2を算定している例が認められたので改めること。
 - ・咬合関係が付与されていない。
- 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録への記載がない又は不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- 顎関節症、歯ぎしりに対して、症状、所見等の診療録への記載がなく又は不

十分であり、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(7) 口腔内装置調整・修理

- 算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している例が認められたので改めること。
 - ・調整の部位、方法等を診療録に記載していない。

(8) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- エナメルボンドシステムにより暫間固定を行った場合に、除去料を誤って算定している例が認められたので改めること。
- 同一歯について、歯冠修復物（支台築造を含む）又は欠損補綴物の除去を一連に行った場合に、主たる除去の所定点数以外の除去に係る費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ブリッジの除去に際して、算定できない歯冠修復物又は欠損補綴物の除去を誤って算定している例が認められたので改めること。
 - ・算定できない切断の費用を算定している。
- 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
 - ・メタルコア、支台築造用レジンを含むファイバーポストの除去において、歯根の長さの3分の1以上のポストを有するものではない。
- スクリューポストを除去した場合に、歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(9) 有床義歯床下粘膜調整処置

- 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外である。
 - ・義歯の新製に着手した日以後である。

(10) 機械的歯面清掃処置

- 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

1 1. 手術

(1) 抜歯手術

- 抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における症状、所見、手術内容について診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 算定要件を満たしていない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に難抜歯加算を算定している。

(2) 歯根嚢胞摘出手術

- 算定要件を満たしていない歯根嚢胞摘出手術を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たないものに係る手術を、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」としている。

(3) 口腔内消炎手術

- 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。
 - ・ 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) その他の手術

- 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合において、それぞれの手術を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ヘミセクション（分割抜歯）について、症状及び手術内容の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 歯根端切除手術について、症状及び手術内容の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

1 2. 麻酔

(1) 伝達麻酔・浸潤麻酔

- 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には麻酔方法、麻酔薬剤の名称、使用量を診療録に記載すること。

1 3. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- 算定要件を満たしていない補綴診断料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ・患者に対して文書により当該維持管理に係る情報提供を行っていない。
 - ・患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠修復物を装着した歯に対して、充填を行った場合の一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
- クラウン・ブリッジ維持管理期間中に、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作・装着した場合の一連の費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
- 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 歯冠形成・歯冠修復

- 同一部位に充填を短期間に繰り返し算定している不適切な例が認められたので改めること。
- 充填に使用した材料名について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- CAD/CAM 冠、高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上するための内面処理（アルミナ・サンドブラスト処理及びシランカップリング処理等）を行っていないにもかかわらず、装着に係る加算を誤って算定していたので改めること。

(4) 有床義歯

- 残根歯に対して、適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作している例が認められたので改めること。
- 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を作成したとき、

その理由について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- 鑄造鉤、線鉤、バーの種類、保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- 人工歯の保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- 補強線を鑄造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(5) 有床義歯修理

- 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。
 - ・修理内容の要点を診療録に記載していない。
- 診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 算定要件を満たしていない歯科技工加算2を算定している例が認められたので改めること。
 - ・歯科技工加算2に係る施設基準の届出を行っていない。
- 診療録に記載すべき内容（預かり日、修理を担当する歯科技工士の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(6) 有床義歯内面適合法

- 算定要件を満たしていない有床義歯内面適合法「2 軟質材料を用いる場合」を算定している例が認められたので改めること。
 - ・「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たって、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点を診療録に記載していない。
- 有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）に係る実施内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

1 4. 歯科矯正

(1) 歯科矯正診断料

- 治療計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - ・歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関名、担当歯科医師の氏名

(2) 歯科矯正管理料

- 歯科矯正管理料に係る文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - ・療養上必要な指導（矯正装置の取扱い、口腔内衛生、栄養、日常生活その他療養上必要な指導）

15. 保険外診療

- 保険診療から保険外診療、保険外診療から保険診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。
- 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項

- 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに地方厚生局長あて届け出ること。
 - ・所在地変更、保険医の常勤・非常勤の変更、保険医の異動、標榜診療科目変更、診療時間、金属床による総義歯に係る金属の種類追加・金属の価格、う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用・小窩裂溝填塞の価格

2. 掲示事項

- 保険医療機関の掲示事項について、不適切な事項が認められたので速やかに改めること。
 - ・診療科目、診療日の掲示を行っていない。
 - ・明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていない又は内容が不十分である。
 - ・一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- 届け出た施設基準等について掲示を行っていない。
- 届け出していない施設基準を掲示している。

3. 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数について不一致が認められたので保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- 診療録と関係書類（技工指示書、納品書）において技工物の内容、部位について不一致が認められたので保険医療機関、保険医により十分に照合・確

認を行うこと。

- 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。また、保管・管理についても留意すること。
- 診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への提出前に必ず担当医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

4. 一部負担金等

(1) 一部負担金

- 一部負担金の徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・徴収すべき者から適切に徴収していない。
 - ・計算方法が誤っている。
- 一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
 - ・管理簿を作成していない
- 審査支払基金が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。
- 日計表について、一部負担金の徴収状況を定期的に確認するなどより適切に管理すること。

(2) 領収証・明細書

- 領収証等について、適切に交付していない例が認められたので改めること。
 - ・患者の求めがないにもかかわらずまとめて交付している。
 - ・個別の費用ごとに区分した領収証、明細書を発行していない。
- 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる領収証を発行しなければならないので改めること。

5. その他

- 療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録は、その完結の日から3年間保存すること。
- 保険医療機関である旨の標示がないので改めること。
- 個人情報の取扱いについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日 個人情報保護委員会 厚生労働省）を参考に院内掲示を行うこと。
- 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- 個別指導における指摘内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用

を図ること。